窓口での保険資格確認の方法について

従来の健康保険証は、2025年(令和7)年12月1日をもって有効期限が満了となります。

2025年12月2日以降は、以下のいずれかの方法で保険資格の確認を行います。

受診の際は、マイナンバーカード(マイナ保険証) または **資格確認書** をご持参ください。

マイナ保険証を持っている方

マイナ保険証を持っていない方

を利用いただくのが基本となる。

マイナ保険証



マイナ保険証

資格確認書

- ※従来の健康保険証と同様に利用可能 ※マイナ保険証未保有者には申請によらず交付
 - 資格確認書



(医療機関等向け総合ポータルサイトから引用)

- ※ 事前にマイナポータルやセブン銀行 ATM でマイナンバーカードの保険証利用登録 をしておくとスムーズです。
- ※ 当院は、「スマートフォンのマイナ保険証利用」には対応しておりません。

(「スマートフォンのマイナ保険証利用」とは、健康保険証の利用登録がされたマイナンバーカードを スマートフォンに追加することで利用可能になるものです)